

平成25年第22回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年11月18日(月)

場 所 豊溪小学校

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
 同 委員 外松和子
 同 委員 天沼英雄
 同 委員 安藤睦美
 同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第41号 「練馬区立学校教育支援センター条例」の制定依頼について
- (2) 議案第42号 平成25年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について
- (3) 議案第43号 保育所保育実施解除処分に係る審査請求について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書〔継続審議〕
- (7) 平成25年陳情第3号 子どもたちから「自由に読書する権利」を奪わないことを求める陳情書〔継続審議〕
- (8) 平成25年陳情第4号 学校図書館で、「はだしのゲン」などの図書を、子たちが自由に閲覧・読書できることを求める陳情
- (9) 平成25年陳情第5号 「はだしのゲン」を自由閲覧できる教育環境を求める陳情
- (10) 平成25年陳情第6号 法令に違反する「はだしのゲン」の除去を求める陳情
- (11) 平成25年陳情第7号 「はだしのゲン」を学校図書室(館)から排除する陳情

3 協議

- (1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 0時20分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

おはよう。ただいまから、平成25年第22回教育委員会定例会を開催する。

本日は、豊溪小学校の会議室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただき、ありがとう。

また、本日は案件の最後に授業の視察と、午後1時45分からランチルームにおいて、児童の皆さんと意見交換会を予定している。日程の進行については、各委員のご協力をお願いする。

本日は、傍聴の方が10名おいでになっていらっしゃる。どうぞよろしく願います。

それではここで、本日の会議の進め方についてお諮りする。

本日の議案第43号については、個人に関する情報が審議内容に含まれるおそれがあるので、個人情報保護のため、非公開として報告の後に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第43号の審議は非公開として、報告の後に行う。

それでは、案件に入る。本日の案件は、議案3件、陳情11件、協議1件、教育長報告1件、視察1件である。

- (1) 議案第41号 「練馬区立学校教育支援センター条例」の制定依頼について
- (2) 議案第42号 平成25年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

委員長

初めに議案である。

議案第41号 「練馬区立学校教育支援センター条例」の制定依頼についてである。

それでは、この議案の説明をお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご質問やご意見があったらお願いします。

安藤委員

配置図についてであるが、隣の中学校との境の状況について、詳しく説明いただければと思う。これまでの教育委員会でもお願いしたことがあると思うが、登校等が難しい子供たちにとって、近隣に同じぐらいの年齢の子供たちが楽しそうに学んでいるところがあるというのは、子供たちがナーバスになる可能性がある。なるべく分けるようにということで、今回、四季の香公園のほうからも入れるようになっている。公園の中を通ることの安全性とあわせて考えなければならないが、中学校との境に壁のようなものが書かれているが、そのあたりを説明してほしい。

総合教育センター所長

隣接する敷地ということである。現場は同一の敷地という状況になっている。今現在は工事のために壁をつくっている。隣の光が丘第一中学校の校長とも、どのような形で運営したらよいかということについて、話し合いを進めているところであるが、学校側として、壁等があると圧迫感が出るということから、壁をなしにしてほしいという話も出ている。

ただ一方で、境であるため、一定程度区別しなければならないため、手では動かない重量物であるが、植栽、大きなプランターのようなものを設置することを考えている。植栽で目隠しができるのではないかと調整しているところである。

また、四季の香公園の出入り口についてであるが、公園を通ることの安全性について

も含めながら、今後も調整してまいりたいと考えている。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかにご質問、ご意見はあるか。

天沼委員

2ページに1時間当たりの使用料が記載されているが、これはご使用になられる先生や子供や地域の方々、保護者に対して、一律にこの規定が課されることになるのか。

総合教育センター所長

公用利用の場合には、この規定は適用されないものである。ただ、施設を使っていない時間帯については、施設の有効活用という観点から、施設を広く利用していただきたいと考えている。その場合には、適切な受益者負担ということで金額を設定している。そのような意味で、こちらの使用料については設定させていただこうと考えている。

外松委員

いよいよ学校教育支援センターの陣容が整ってきた。改めて確認させていただきたいのだが、支援の対象となる子供の年齢は、おおよそ何歳ぐらいと想定されているのか。

総合教育センター所長

適応指導教室については小中学校のお子さんを対象としているが、教育相談については、おおむね18歳までの年齢の方が対象となると考えている。

外松委員

1つ質問させていただくが、3ページの案内図にあるセンター分室の適応指導教室と、7ページの3階平面図にある適応指導教室と、どのように使い分ける予定か。

総合教育センター所長

基本的には、現在高野台で運用している適応指導教室を7ページで事業実施するところである。今現在も集団になじめないお子さんを適応指導教室の事業の中で受け入れる方向で事業拡大を図ってきているところであるが、施設面も含めて、集団に入ると、ご本人も集団もうまくいかない場面が増えてきた。また、そのような個別対応が必要なお子さんに対して、柔軟に対応していきたいと考えている。3ページの光が丘の適応指導教室分室については、特に個別対応が必要なお子さんについて、集団から離れた場所、環境をもって対応できるような事業を進めてまいりたいと考えている。

そのほか、適応指導教室を出たお子さん、年齢的にそれを越えたお子さんに対しても一定程度、後押しするような事業を展開していきたいと考えている。中学校を卒業した

後の追跡調査というのは、個人情報の問題もあるので難しい状況であるが、16歳、17歳になると適応指導教室には来られないし、顔を出しづらいということで、この分室を活用して、16歳、17歳ぐらいの年齢のお子さんを後押ししていきたい。また、若者サポートステーションとの連携を図る場としても活用してまいりたいと考えている。

委員長

大変結構なお話を伺ったと思う。幅広い年齢層、しかも個別対応が必要な子供に柔軟な対応ができるとのことである。大変よいことである。

ほかにご意見、ご質問はあるか。

教育長

一度どこかのタイミングで皆さんに見ていただきたいと思っている。

教育振興部長

7ページをお願いします。この平面図に防災学習センター研修室があるが、1階にも防災の関係の施設がある。この施設については、別の条例で開館時間を設定する予定だが、今日、企画部から連絡があり、防災学習センター研修室については9時半まで利用したいということである。この研修室の隣に学校教育支援センターの研修室もあるので、学校教育支援センターの研修室と防災等に関係する部分については、9時半までの開館にしたいということである。私どもは当初9時と考えていたのだが、最終的に区長部局との調整の上で9時半までということで制定依頼させていただきたいと思う。時間が延長するので、区民にとって利便性は増すことになる。その調整が1点入るということをご理解いただいた上で、制定依頼させていただきたいと思う。

委員長

2ページの上から5行目に開館時間とあるが、この開館時間が変更されるということか。

教育振興部長

学校教育支援センターそのものは、9時から5時と考えている。要するに、区民に貸し出す研修室等については、9時半までである。体育館は9時までと考えているが、体育館等の等の中に研修室が含まれている。防災研修室の隣の研修室については、防災学習センターが9時半まで貸し出しを行いたいと言っているので、隣の研修室についても9時半まで貸し出してほしいという話が企画部からあった。その点について調整をした上で制定依頼をさせていただきたい。

委員長

この午後9時が9時半になるのか。

教育振興部長

原則は9時で、一部9時半である。

総合教育センター所長

説明が不足していて申し訳ない。今、教育振興部長の話にもあったとおり、防災施設との関連がある。センター全体の開館が9時半という規定になるかということについて調整を進めている。地域交流コーナー、ほかの施設にも影響が出てくる可能性があり、センター全体として開館は9時半という調整の中で、制定依頼するということが考えられるので、お含みおきいただければと思う。

委員長

それでは、開館時間について調整があるということで、ご了承いただきたいと思う。ほかにご意見、ご質問はあるか。よろしいか。
それでは、ここでまとめたいと思う。議案第41号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第41号については「承認」とする。

委員長

次の議案である。

議案第42号 平成25年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について
である。それでは、この議案の説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いする。
それでは、ここでまとめたいと思う。議案第42号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

42号については、「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書〔継続審議〕
- (7) 平成25年陳情第3号 子どもたちから「自由に読書する権利」を奪わないことを求める陳情書〔継続審議〕
- (8) 平成25年陳情第4号 学校図書館で、「はだしのゲン」などの図書を、子たちが自由に閲覧・読書できることを求める陳情
- (9) 平成25年陳情第5号 「はだしのゲン」を自由閲覧できる教育環境を求める陳情
- (10) 平成25年陳情第6号 法令に違反する「はだしのゲン」の除去を求める陳情
- (11) 平成25年陳情第7号 「はだしのゲン」を学校図書室(館)から排除する陳情

委員長

次に、陳情案件である。

平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情案件については、本日資料が提出されている。資料の説明をお願いする。

教育総務課長

陳情に関して、資料を3点つけさせていただいている。参考資料1、参考資料2、参考資料3である。

まず、参考資料1である。9月12日、10月27日のオープンハウスにおいて、外環の整備関連および八の釜の憩いの森の取り扱いについて国の考え方を示した展示パネルに関する資料である。15ページはオープンハウスで行ったアンケート用紙である。

つぎに、参考資料2であるが、今回国が示した環境保全の措置方針(案)である。

さらに、参考資料3であるが、オープンハウスでいただいた区民の意見に対する国の考え方を示したものである。

この中で、参考資料2を使用してご説明させていただきたいと思う。これまで八の釜憩いの森については、平成21年4月に対応の方針が出ており、ここでは消失が避けられないという方針が示されていたが、その後、意見を聴く会、現地の調査等々を踏まえた上で、今回、八の釜の保全措置方針(案)が示された。

この資料の左上であるが、今後の計画のコンセプトとして、1点目に湧水地・水辺環境については、八の釜の湧き水を保全すると保全のコンセプトが示されている。それから、の湧水地の保全・人と自然の触れ合いゾーンとしてまとめられた中に、現況の八の釜の森においては、湧き水を保全するという方針が今回明記されたところである。具体的な保全のイメージ図としては、参考資料2に描かれているが、外環のランプ等により緑地等が一部削られるが、湧き水のあるところについては保全していくということである。

ある。国等の説明においては、今後この方針に基づいて、さらに湧き水に関する調査を行うとともに、工事の中で具体的に保全できる方策を検討していくとされている。これまでは工事により湧水の消失はやむを得ないとされていたが、今回国の調査等々に基づいて、保全していくという方針が示されたところである。

今後この方針については、区の意見をもとにして、方針案の案をとっていくこととされている。担当部署からも本件の湧き水の保全の関係について意見を求められているので、当委員会において意見等があれば、私ども事務局を通じて担当部署に伝えてまいりたいと考えているところである。

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問等があったらお願いします。

天沼委員

これまで地域の方々から八の釜の湧水の保全に関する陳情が出されていたが、今回湧き水と川の部分が合わせて保全の対象になったということで、地域の方にとって大変うれしいことだと思う。ただ、保全の仕方なのだが、今までの形態ではなくなるのか。工事が入るので、従来の湧き水のままか、あるいはそれを多少変形した形になるのか、そのあたりのことをお伺いしたいと思う。

教育総務課長

参考資料2の右上を見ていただければと思う。湧き水の水辺のところについては大きく変わることはないが、緑の下の方は外環のランプが通る。現在この部分は大変緑が多いところであるが、その部分は道路が整備され消失してしまう。水辺はこの形で残すよう今後取り組んでいくと説明を受けたところである。

委員長

現在の形が大きく変わることなく保全されるということである。
ほかにご意見やご質問はあるか。

外松委員

今の天沼委員と同じことになるが、八の釜の憩いの森の湧水に関しては、地域の方たちが、何としても保全していきたい。新たに道路が整うけれども、ここは守っていきたいという熱い思いから、当委員会への陳情や、国等への働きかけがあった。説明会のたびに、その思いをしっかりと地域の方が伝えられて、その思いが今回実ったわけである。ほんとうによかったと思う。

カワモズクの生育環境も整えられるということであり、これまで同様にさまざまな動植物の生息環境も整えられ、自然との触れ合いの場の確保もできている。道路が整うと同時にそのような環境も確保されるということで、よかったと思っている。地域の方々の働きかけに感謝したい。一時は保全が難しいのではと感じていたが、このように守ることができると喜びたいと思う。

委員長

ほかにいかがか。

教育長

久しぶりに動きがあったのでご報告させていただいた。この陳情については6年前に出していただいた陳情であり、当時と大分状況が変わってきたということをご報告させていただいた。消失やむなしという機運の中から、何とか残したい、残していこうということになった。ただ、これから工事が進むわけであり、しばらく推移を見守りながら、この陳情の扱いについて、考えていけたらと思っている。陳情の趣旨の中に、外郭環状道路の整備について反対であるという意見書を提出するというご要請であるので、そのあたりについては、いずれ判断しなくてはいけないと私自身は思っている。そのことも含めて、この陳情についてはしばらく推移を見守るといふことでよろしいのではないかとと思っている。

委員長

大変長い時間がかかったが、憩いの森として保全されるということは、大変喜ばしいことであると私も思う。今後また状況がどのように変わっていくか、経過を見守る必要があると思う。よろしくお願ひしたいと思う。

教育総務課長

今回の保全方針の案が出されたわけである。国では近々、私どもの意見を聞きながら、方針として決めていくとのことである。その後はその方針に沿った対応をしていくということであるが、工事が進む中で、この湧き水がどうなるか、その状況を見なければわからないということも聞いている。そのような今後の動きを見て、必要に応じて情報提供させていただきたい。

委員長

よろしくお願ひする。

外松委員

参考資料3について、質問してもよろしいか。

委員長

参考資料3については、特にご説明はないということか。

教育総務課長

はい。お目通しいただきたい。

外松委員

質問というより意見なのだが、資料3の5ページで、事業者の見解が一番下の囲みの中に記載されている。この事業者も、地域の方のアンケートを非常によく分析していただいて、樹木に関しては、緑地の配置等に際して防犯等の観点、それから道路を外側から見た地域景観にも配慮していくという文言があった。将来生い茂ってしまうと、防犯上もよくないので、このような観点をしっかりと捉えていただけているということは、大変よかった。

そして最後にバリアフリー確保に配慮して計画するという一文がある。近年高齢化も進んでいるし、このような社会にあっては、欠かすことのできない大切な視点だと思っている。そのような点についても、このような見解をいただけているということは、安心できると感じた。

教育総務課長

今いただいたご意見については、区の緑を担当する部署が対応していくことになると思う。教育委員会の中でご意見があったということをお伝えさせていただきたいと思う。

委員長

それでは、各委員からさまざまなご意見をいただいたが、この陳情については、今後とも外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めたいと考えるので、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただく。

次の陳情案件である。

平成23年陳情第4号、平成23年陳情第19号、平成23年陳情第20号については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただく。

次の陳情案件、平成25年陳情第1号、平成25年陳情第3号については、関連した陳情をまとめて審査したいと考えている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書である。
この陳情については、追加の署名が提出された。事務局より願います。

事務局

それでは、追加の署名を受領したのでご報告する。

11月5日、10名。11月13日、34名。11月14日、110名。11月15日、380名を受領している。

委員長

この陳情についても、関連した陳情をまとめて審査したいと考えている。したがって、本日は追加の署名数の読み上げのみとし、「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

それでは、次の陳情案件である。

平成25年陳情第4号 学校図書館で、「はだしのゲン」などの図書を、子どもたちが自由に閲覧・読書できることを求める陳情である。

また、その次の陳情案件、平成25年陳情第5号 「はだしのゲン」を自由閲覧できる教育環境を求める陳情である。

また、その次の陳情案件、平成25年陳情第6号 法令に違反する「はだしのゲン」の除去を求める陳情である。

また、その次の陳情案件、平成25年陳情第7号 「はだしのゲン」を学校図書室(館)から排除する陳情である。

この4件の陳情案件については、本日新たに提出されたものである。事務局より説明を願います。

事務局

平成25年陳情第4号 学校図書館で、「はだしのゲン」などの図書を、子どもたちが自由に閲覧・読書できることを求める陳情である。陳情者は記載のとおりである。

平成25年陳情第4号 読み上げ

次に、平成25年陳情第5号 「はだしのゲン」を自由閲覧できる教育環境を求める

陳情である。陳情者は記載のとおりである。

平成25年陳情第5号 読み上げ

次に、平成25年陳情第6号 法令に違反する「はだしのゲン」の除去を求める陳情である。陳情者は記載のとおりである。

平成25年陳情第6号 読み上げ

次に、平成25年陳情第7号 「はだしのゲン」を学校図書室(館)から排除する陳情である。陳情者は記載のとおりである。

平成25年陳情第7号 読み上げ

委員長

それでは、これらの陳情案件については、本日は読み上げのみとして「継続」としたいと思うが、よろしいか。

安藤委員

学校図書館であるが、予算と選書に関する資料を提出していただきたいと思うが、いかがか。

学務課長

学校図書の購入の予算については学務課が担当しているので、資料の準備をさせていただきます。

教育指導課長

学校図書館に配架する図書の選書方法に関する資料を準備し、次回以降提出する。

安藤委員

よろしく願います。

委員長

よろしく願います。

あわせて、選書の根拠となる法令等があったら、資料として提出していただけるとありがたいが、いかがか。

教育指導課長

選書に関する法令等についても資料等を用意させていただき、次回以降提出させていただきます。

委員長

ほかに資料要求はあるか。よろしいか。

それでは、事務局においては、学校図書館に配架する図書の選書方法、選書の根拠となる法令等、そして図書購入にかかる予算に関する資料の準備をお願いします。

その他、資料要求がなければ「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのように「継続」とさせていただきます。

協議(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。この協議案件は、本日で10回目の協議となる。本日は、保育サービスの充実のテーマに関する資料と、事務事業評価から見る教育委員会事務局の事務事業の点検・評価に関する資料が提出されている。まず、保育サービスの充実のテーマについて審議する。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

資料4-2の報告書については、この後説明があるのか。

委員長

まず資料4-1を審議する。

よろしいか。

天沼委員

わかった。

委員長

今までの審議を踏まえて、よくまとめていただいていると思う。質問だが、資料4 - 1の2ページ目、課題の一番下に公平、公正な入所基準を定めることによりとあるが、これはどのような意味か、具体的にどのようなことを指しているのかわかりにくかったので、教えていただきたい。今後の方向性の一番下の文章を読むと、少し理解できるのだが、具体的にはどのようなことか。

保育課長

入所の判定に関しては、公平、公正な判定ができるように努めているところである。そのような中で、制度をつくっていくわけであるが、よりわかりやすく、よりご理解いただけるような内容を盛り込もうとすると、逆に制度が複雑になっていき、説明が難しくなっている面もある。そのような問題が発生しているので、今後については、窓口等でより丁寧に説明するとともに、入所の案内にもよりわかりやすくまとめていきたいということである。

委員長

差し支えなければ、具体的にはどのようなことなのか。

こども家庭部長

文章が読みにくくなってしまったが、先ほど保育課長が申し上げたとおりであるが、本来ならば、公平、公正な入所基準を定めることにより、公平な、厳正な入所判定が行われているけれども、その一方で、保育所の入所申し込みや入所審査に伴う制度が難しくなったことに伴って、保護者にとって複雑でわかりにくい部分が生じている。そのような趣旨である。本来ならばもう少し文章を書くべきところである。

外松委員

関連して、今こども家庭部長に説明いただいたが、その説明であればよく理解できる。この文章をそのまま読んでしまうと、今はあまり公平、公正でないという誤解を招くことになるかもしれないと感じた。公平、公正にやっているわけだから、変な誤解を招かないような文章にしてもらいたい。どのような文章が適切かということは今申し上げられないが、そのあたりを加味していただいて、無駄な誤解が生じないような表現にしていきたい。

教育総務課長

所管と調整して、わかりやすい表現に改めさせていただきたいと思う。

委員長

では、よろしく願います。
ほかにご意見、ご質問はあるか。

安藤委員

9月の教育委員会で少しお話しさせていただいたが、保育の水準維持および向上ということはとても大事なことであると思うのだが、保育所の位置が駅前の場合、公園が近くにないなど、保育環境を担保、確保していくということも必要である。そのように進めていけるようであれば、ぜひ入れていただきたいと思う。

また、細かいことで申し訳ないが、課題のところでは3番目の項目と5番目の項目が似ているので、4番目と3番目を入れ替えたらどうか。

委員長

課題の3と4か。

安藤委員

はい。手続等で理解を得られにくいという部分と、不服申し立てがなされているということが関連していると思うので、それらをまとめて、施設の増設、また人材確保等という項目を上に乗っていったほうが、読んでいて話が前後しなくてよいと思った。

委員長

結論から言っていたら、3番目の項目と4番目の項目を入れ替えるということか。

安藤委員

はい。そこを入れ替えると読みやすくなると思う。

委員長

文章の流れがよくなるということであるが、いかがか。

教育総務課長

ご指摘のとおりである。また、保育環境の確保に関することも付け加えられるよう、所管課と調整させていただきたいと思う。

教育長

確かにおっしゃるとおりだが、保育環境の確保ということはなかなか難しい。ニーズがさまざまである。とにかく駅のそばで預かってもらいたい、自分の勤め先の関係で駅の近くがよいという方もいらっしゃる。もっと伸び伸びと保育してもらいたいから、郊外でもかまわないから広い保育所に預けたいという方もいらっしゃる。さまざまなニーズがあって、その上でそれぞれの保育環境をできるだけ整備していくというような表現にさせていただかざるを得ないと思っている。保育環境の良し悪しを言ったときに、今申し上げたように保育環境の考え方というのはニーズによって、それぞれ異なってくることもあるので、それぞれのニーズに沿った形で保育環境を整備していくというような表現となると思う。まとめ方については工夫してもらいたい。

委員長

保育環境という言葉の概念が広くも狭くも捉えられる言葉である。まとめ方については、調整していただけたらと思う。

ほかにご意見、ご質問はあるか。よろしいか。

それでは、資料4 - 1に関しては以上である。修正箇所は1つである。よろしく願いしたいと思う。

それでは、資料4 - 2の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

今回、評価種別がAA、A、B、B1、B2、C、Dと分かれて、非常にきめ細かな評価形態になってよかったと思う。特にBのところ丁寧に評価されていて、非常に細部にわたる評価が行われたと思う。ただ、せっかくBとB1、B2に分けたにもかかわらず、成果については、Bが35、B1、B2がなしということで、このあたりが努力目標になると思う。

残念なのは成果がDという事業が1つある。これは事業が全く良好に進んでいないということである。最後の総合評価の中で、全く良好に進んでいないという事業がなかったため、救われたと思う。

委員長

具体的な事業名を教えてください。

天沼委員

幼稚園維持運営事務（区立幼稚園）である。この成果が上がっていない。

学務課長

区立幼稚園の入園率を見ていく中で、今年度適正配置を行い2園廃園するという状況である。このような状況の中で、それも含めて事業を評価しているところである。25年5月1日現在、廃止する以外の3園の充員率であるが、13.7%で推移している。来年度以降幼稚園3園の充員率を上げられるように、今後努力してまいりたいと考えている。このような状況から、今年度の評価については、D評価ということである。

教育長

端的に言うと、D評価だから廃園せざるを得なかったということである。幼稚園の入園率が非常に低いということで、24年度においては、このような評価をいただいている。私どもとしては2年前から幼稚園の適正配置に取り組んでいる。結果的には、来年

の3月をもって5園のうちの2園を廃園する。廃園をすることによって、残り3園についてはおそらく入園率が上がってくるだろう。そのような意味では来年度以降、評価が上がってくると考えているところである。

安藤委員

4番の(1)のアである。学校教育一般事務についてである。私もこの事業に関して意見を述べたが、後半に学校応援団・ひろば事業との連携を視野に入れ、学校、家庭、地域や警察との連携をさらに深めるなどがあるが、学校応援団・ひろば事業との連携を視野に入れということが何を意味しているのかわからない。もし私が述べた意見が吸い上げられてここにまとめられているとしたら、誤解があるかもしれない。

教育総務課長

各委員からいただいた意見の中から、私どもが趣旨を類推してまとめた部分もある。いただいたご意見と違うということであれば、そのあたりは修正させていただきたいと思う。後ほど個別に対応させていただければと思う。

委員長

今指摘があった文章は、私が書いた文章ではないかと思う。意味が違うとは、どのように違うのか。視野に入れという表現がわからないということだったが、安藤委員の意見はどのような意見だったのか。

安藤委員

安全安心ボランティア事業と学校応援団・ひろば事業が連携するというのは、どのようなことを意図しているのか。学校応援団が安全安心ボランティアにかかわっていくことがあるのか。

委員長

私としては、視野というのは、これからどのような形に発展するかわからないけれども、切り離すのではなくて、連携・協力しながら、さまざまな立場の人が安心安全ということにかかわっていくことがよいのではないかということである。現状さまざまな課題があると思うのだが、これから発展させていくことを考えながら、やり方を見直していく必要があるのではないかという意味である。

子育て支援課長

学校応援団のひろば事業については、直接安全管理と関係がないと思う。学校応援団そのものとしては、教育委員会が委託している事業の中で、安全管理事業というものがある。多くの学校が取り組んでいるわけではないが事業としてあるので、学校応援団に関して記載するのであれば、このようなものの活用等を含めてというようにするとよいかもしれない。ひろば事業そのものについては、連携とあまり関係がないかもしれない。

教育総務課長

地域の方々には、安全安心ボランティア事業、学校応援団、ひろば事業とご協力をいただいているところである。それぞれ所管が事業を持っていて、それぞれ連携が不十分な点もあると思う。そのような意味から、今後のあり方として、そのあたり全体をどのように連携していくのか考えなければならぬと認識しているところである。

天沼委員

安全安心ボランティア事業についてであるが、大泉第一小学校の傷害事件が発生したときに、この教育委員会でもさまざま議論した。その際に事務局から改善案を出されて、そして私たちも意見して、再度それを修正して、新たな環境を整えていくことになった。その話し合いの中で、連携ということも入っていたと思う。今評価した時点では、確かにC評価だが、今後に向けて一歩踏み出している状況にあると思う。これからさらに、改善、検討していただきたいのだが、今回の事件を受けて、教育委員会として方策を見直したと思う。

委員長

大泉第一小学校の事件のときには、心のふれあい相談員の方が偶然その場において、シルバー人材センターの方も深い関係のある方であり、すばやく対応ができたということもある。自分の職種だけを考えるのではなく、子供にかかわる仕事に携わっている方は、安心安全ということについて関心をより抱いていただきたい。そのような意味も含めて、この視野という言葉を入れた。直接的にその仕事に携わることではなく、情報交換などを密にしていくということを含めて連携・協力と言えらると思うので、そのような広い意味で、私は視野という言葉を使わせていただいた。そのようにご理解いただけたらありがたい。

教育振興部長

学校応援団とは、町会や自治会の会長等が役員に入っているので、地域の安全を守っていくという意味では、まさに学校応援団と安全安心ボランティアが、より連携しなければ、うまくいかないと思う。学校応援団との連携を視野に入れという言い方をすれば、委員長がおっしゃったように、今必要とされていることがうまくまとめられると思う。

委員長

ひろば事業を抜くということか。

教育振興部長

学校応援団には、4つの主な事業がある。その中の1つに安全管理事業がある。学校施設を活用する事業をはじめ、いくつかの組み立てがあり、その中の1つがひろば事業である。学校応援団は、極端なことを言う土曜日に塾をやらうと思えばできる仕組みである。非常に柔軟性のある組織であり、その中の1つがひろば事業ということである。ひろば事業という言葉は抜いて、学校応援団そのものを指したほうがよいのではないかと

と思う。

委員長

わかった。この部分については、ひろば事業という文言を消していただくということでよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのように修正をお願いしたいと思う。

外松委員

表記についてである。今意見が出たところを見ていただきたいのだが、大きな4番(1)、そして、かぎ括弧で、総合評価がCの事業となっていて、ア35学校教育一般事務があり、括弧書きで事業の内容がわかるようになっている。その後、文章表記になっているが、ア35学校教育一般事務という項目に線を入れるなど、次の文章との差を少し明確にしていきたい。そうすることにより読みやすくなるという印象を持った。

教育総務課長

まとめ方は工夫させていただきたいと思う。

委員長

私も見出しの書き方が気になった。最初に教育総務課長から説明があったが、この評価の4番の1、2、3と括弧が来るところに、個別の評価、それから施策別事業に対する評価とおっしゃったように、2ページ目の(2)の練馬区長期計画におけるという見出しにおけるという文言は要らないと思う。それから、(3)の見出しの教育委員会事務局のという文言も要らないと思う。このほうが、個別、施策別、総合という流れになって、読み手がわかりやすいと思う。

ほかにご意見、ご質問等はあるか。

今回それぞれの委員が自由な立場で意見を書かせていただいたが、事務局に上手にまとめいただいた。

ほかにご意見はないということではよろしいか。

では、いくつか修正があったと思うので、よろしく願います。

天沼委員

総括評価表と照らし合わせて、4-2の2ページ目、その他の事業のク33小学校維持運営事務の学童擁護事務であるが、区や警察など関連機関との連携が必要であるというところで、教育委員会だけでなく、登下校時の交通安全等を確保するためというような理由を入れていただくと、この文章はよりわかりやすくなると思う。

最初に、児童の登下校時の交通安全を確保するため、教育委員会だけでなく、区や警察など関連機関との連携が必要であるとしたほうがよい。これだけ読むと何のために連携するのかわかりにくいので、言葉を入れたほうがよいと思う。

教育総務課長

いただいた意見等を精査しながら、工夫してまいりたいと思う。

委員長

修正していただくということではよろしいか。

教育総務課長

はい。

天沼委員

お願いする。

委員長

ほかにまだご意見はあるか。

それでは、修正案の作成をよろしくお願いする。

(1) 教育長報告

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

今日は1件である。

委員長

では、その他の報告をお願いする。

教育総務課長

資料5をお願いする。練馬区教育委員会後援名義等の使用承認事業の12月実施事業分である。9件である。内容等についてはお目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

各委員のご意見、ご質問があったらお願いします。
特にないということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

そのほかに報告はあるか。

それでは、初めにお諮りしたとおり、案件の最後に議案第43号を非公開で行う。保育所保育実施解除処分に係る審査請求についてである。

なお、本日の定例会の傍聴はここまでとなる。

それでは、傍聴の皆様と、議案関係者以外の事務局職員の退席をお願いします。

非公開による審議（秘密会）

委員長

以上で、第22回教育委員会定例会を終了する。